

生活習慣病管理料について

当院では、厚生労働省の定める基準に基づき、高血圧症・脂質異常症・糖尿病の患者様に対し、生活習慣病管理料（Ⅱ）を算定しております。

患者様お一人おひとりの状態に応じて

- ・個々に応じた目標設定
- ・血圧・体重・検査結果の管理
- ・食事・運動・喫煙・飲酒等の生活指導
- ・服薬管理

などを含む「生活習慣病療養計画書」を作成・交付し総合的な治療管理を行っております。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、

リフィル処方箋や28日以上長期投薬に

についても対応しております。なお、リフィル処方箋の交付、長期投薬が可能かどうかは、患者様の病状等を踏まえ、担当医が判断いたします。

ご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。

令和8年6月

医療法人金峰会山崎病院

【お知らせ】2026年6月からの診療報酬改定について

令和8年6月1日より、国が定める診療報酬改定に伴い、以下を算定いたします。

- ・ 医療従事者の賃上げ対応（ベースアップ評価料）
- ・ 医療コスト高騰対応（物価対応料）

患者様のご負担が少し増えることとなりますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

医療法人金峰会山崎病院